

「経営者保証に関するガイドライン」にかかる当組合の取組方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

■本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

- 全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>)
- 日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>)

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について取引先の意向も踏まえたうえで検討し、過度に経営者保証に依存することのないよう適切な対応に努めます。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、以下の点を踏まえ保証契約の必要性（どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか）および保証契約解除等の可能性（どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか）を丁寧かつ具体的な説明を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。
- ④ 法人から適時適切な財務情報等が提供されているか。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、主たる債務者及び保証人の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、情報開示の姿勢

等を総合的に判断し適切な金額を設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、真摯かつ柔軟に対応することとし、前項2.(1)①～⑤の点を改めて検討し経営者保証の必要性等を判断するとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果および事業承継を契機とする保証解除に向けた取り組みについても丁寧かつ具体的に説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、真摯かつ柔軟に対応することとし、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで、履行の範囲を検討し決定します。